

議案第23号

西海市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

西海市介護保険条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和6年2月29日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市介護保険条例の一部を改正する条例

西海市介護保険条例（平成18年西海市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「保健福祉事業として、介護用品の支給を行う」を「保健福祉事業を実施する」に改め、同条第2項中「介護用品の支給」を「保健福祉事業の実施」に改める。

第5条中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同条第1号中「21,330円」を「20,260円」に改め、同条第2号中「35,550円」を「34,480円」に改め、同条第3号中「49,770円」を「48,700円」に改め、同条に次の4号を加える。

- (10) 政令第38条第1項第10号に掲げる者 135,090円
- (11) 政令第38条第1項第11号に掲げる者 149,310円
- (12) 政令第38条第1項第12号に掲げる者 163,530円
- (13) 政令第38条第1項第13号に掲げる者 170,640円

第16条中「別に」を「規則で」に改める。

第21条第1項中「前4条」を「第17条から第20条まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西海市介護保険条例第5条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

新旧対照表

西海市介護保険条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市介護保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成18年12月26日 西海市条例第109号</p> <p>第1条～第3条 (略) (保健福祉事業)</p> <p>第4条 市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の49に規定する<u>保健福祉事業を実施する。</u></p> <p>2 <u>保健福祉事業の実施</u>に関し必要な事項は、市長が規則で定める。 (保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 政令第38条第1項第1号に掲げる者 <u>20,260円</u> (2) 政令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>34,480円</u> (3) 政令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>48,700円</u> (4)～(9) (略)</p>	<p>西海市介護保険条例</p> <p style="text-align: right;">平成18年12月26日 西海市条例第109号</p> <p>第1条～第3条 (略) (保健福祉事業)</p> <p>第4条 市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の49に規定する<u>保健福祉事業として、介護用品の支給を行う。</u></p> <p>2 <u>介護用品の支給</u>に関し必要な事項は、市長が規則で定める。 (保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 政令第38条第1項第1号に掲げる者 <u>21,330円</u> (2) 政令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>35,550円</u> (3) 政令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>49,770円</u> (4)～(9) (略)</p>

新	旧
<p>(10) <u>政令第38条第1項第10号に掲げる者</u> 135,090円</p> <p>(11) <u>政令第38条第1項第11号に掲げる者</u> 149,310円</p> <p>(12) <u>政令第38条第1項第12号に掲げる者</u> 163,530円</p> <p>(13) <u>政令第38条第1項第13号に掲げる者</u> 170,640円</p> <p>第6条～第15条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が<u>規則</u>で定める。</p> <p>第17条～第20条 (略)</p> <p>第21条 <u>第17条から第20条までの過料の額は</u>、情状により、市長が定める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第6条～第15条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が<u>別に</u>定める。</p> <p>第17条～第20条 (略)</p> <p>第21条 <u>前4条</u>の過料の額は、情状により、市長が定める。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西海市介護保険条例第5条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。